

10年後の未来への手紙



10年後の自分や家族、大切な人に向けて手紙を書いてみませんか。投函いただいた手紙は市で大切に保管し、10年後の市制施行80周年時に発送します。一人何通でも投函できますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。今のあなたの思いを未来に届けてみませんか。

【対象】

差出人が市内在住・在勤・在学の方

※宛先は国内のみ。

【投函できるもの】

封書のみ ※はがき不可。

定形郵便物509（12cm×23.5cm・厚さ1cm）以内に手紙を入れ、必ず切手（259以内＝82円 509以内＝92円）を貼り付けてください。

【投函方法】

◎持参

未来への手紙（切手貼付）を市役所本庁1階案内前に設置の専用ポストに投函。

◎郵送

未来への手紙（切手貼付）を郵送用の外封筒（切手貼付）に入れて、鳴門市役所 秘書広報課 広報・広聴担当（〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170）へ郵送。

【受付期間】

平成29年5月15日（月）～7月14日（金）

【注意事項】

- ・未来への手紙の裏面に、必ず、差出人の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- ・切手の貼り忘れや記載内容に不備のある場合は、10年後に発送できないことがあります。

- ・原則、10年間の保管期間中に返却することはできません。
- ・保管期間中に住所変更などがあった場合は、鳴門市役所 秘書広報課 広報・広聴担当までご連絡ください。
- ・保管には細心の注意を払いますが、災害等の予期できない場合に滅失することも考えられますので、財産の譲与等の重要な内容の記載は控えてください。この場合、市は責任を負いません。
- ・封筒の中に、現金や貴重品、危険物、破損・腐敗のおそれのあるものは入れないでください。特に、写真はインクが溶けて手紙に貼りつき開封できなくなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・10年後の発送時に、宛先不明等により戻された未来への手紙は、1年間の保管後、廃棄処分とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・10年後の発送時に、郵便料金が改定され不足が生じた場合は、不足分を市が負担します。

【お問い合わせ】

鳴門市役所 秘書広報課 広報・広聴担当

住所：〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

電話：088-684-1440